

「財政状況に関し公的年金各制度から報告を求める
事項」に関する指摘事項とその対応案について

検討事項	対応（案）
<p>1 時価ベースの収支状況について</p>	<p>平成 14 年度報告から時価ベースの収支状況を記載できる欄を追加することにより対応することとする。</p> <p>なお、時価ベースの運用収入や時価ベースの収支残、時価ベースの運用利回りに関しては、時価の年度末資産額が 2 年分必要であり、対応可能となる年次に 1 年のずれが生じる。</p>
<p>2 職域部分を除いた財政指標について 共済年金について、厚生年金と比較するために、職域部分を除いた財政指標を平成 13 年度報告から作成しているが、比較困難な面があり、更に補正する必要がある。</p>	<p>平成 14 年度報告については、追加費用の推計方法を実績に基づく推計に変更する方法もしくは、支給額と追加費用についてその職域部分を推計し除外する方法等により対応することとする。給付費の将来見通しにおける職域部分の推計方法も含め、さらに検討することとする。</p>
<p>3 年齢構成の影響を除いた賃金上昇率 財政再計算における将来見通しとの比較における賃金上昇率を比較可能な「年齢構成の影響を除いた賃金上昇率」とする必要がある。</p>	<p>平成 14 年度報告から対応することとする。算出方法については、別紙の通りとする。</p>

1. 時価ベースの収支状況について

収支状況において、時価ベースの数値も参考として記載できる欄を設ける。時価ベースとして記載する内容は、以下のとおりとする。

$$\begin{aligned} \text{時価ベースの運用収入} &= \text{従来の運用収入} \\ &\quad - \text{有価証券売却損等} \\ &\quad + \text{当該年度末の積立金の評価損益} \\ &\quad - \text{前年度末の積立金の評価損益} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{時価ベースの収支残} &= \text{従来の収支残} \\ &\quad + \text{当該年度末の積立金の評価損益} \\ &\quad - \text{前年度末の積立金の評価損益} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{時価ベースの運用利回り} &= \text{時価ベースの運用収入} \\ (\text{修正総合利回り}) &\quad / (\text{年間平均資産} + \text{前年度末評価損益}) \end{aligned}$$

2. 職域部分を除いた財政指標について

国共済における対応: 追加費用の推計方法の違いを修正

(1) 厚生年金と共済年金の年金額の算定方法の違い

$$\begin{aligned} \text{厚生年金} &: \text{平均標準報酬月額(再評価後)} \times \text{加入期間月数} \times \frac{9.5 \sim 7.125}{1000} \\ &\quad + \text{定額部分} \\ &\quad + \text{加給年金} \end{aligned}$$

共済年金

$$\begin{aligned} \cdot \text{新共済年金} &: \text{平均標準報酬月額(再評価後)} \times \text{加入期間月数} \\ &\quad \times \left[\frac{9.5 \sim 7.125}{1000} + \frac{0.475 \sim 1.425 (0.238 \sim 0.713)}{1000} \right] \\ &\quad + \text{定額部分} \\ &\quad + \text{加給年金} \end{aligned}$$

・旧共済年金(昭和61.3まで。以下は国共済の例)

次の一般方式と通年方式のどちらか高い方

$$\begin{aligned} \text{通年方式} &: \text{退職前1年間の平均俸給年額} \times 0.01 \times \text{加入期間の年数(40年限度)} \\ &\quad + \text{定額部分} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{一般方式} &: \text{退職前1年間の平均俸給年額} \\ &\quad \times \left[\begin{array}{l} 0.02 \times \text{加入期間の年数(20年まで)} \\ + 0.015 \times \text{加入期間の年数(20年を超える期間)} \end{array} \right] \end{aligned}$$

なお、恩給等の期間がある場合は、以下の各期間毎の年金額の合計となる。

(恩給等の期間)

《 恩給公務員期間 》

退職時の俸給年額

$$\times \left(\begin{array}{l} 1/51 \times \text{加入期間の年数(17年まで)} \\ + 1/150 \times \text{加入期間の年数(17年を超える期間)} \end{array} \right)$$

《 旧長期組合員期間 (昭和34年より前の旧共済制度の期間) 》

退職時の俸給年額

$$\times \left(\begin{array}{l} 1/60 \times \text{加入期間の年数(恩給期間と合算して20年まで)} \\ + 1/90 \times \text{加入期間の年数(合算して20年を超える期間)} \end{array} \right)$$

(新法期間 (昭和34年以降の期間))

退職前 1 年間の平均俸給年額

$$\times \left(\begin{array}{l} 0.02 \times \text{加入期間の年数(上記期間と合算し20年まで)} \\ + 0.015 \times \text{加入期間の年数(合算し20年を超える期間)} \end{array} \right)$$

(2) 現行の厚生年金相当水準の給付費の算定方式

旧三公社の支援措置で、各制度への分担金を算出するために用いられている数値を利用して算出

この厚生年金相当水準の給付費は、旧三公社の支援の分担にあたって、各制度の成熟度の差、すなわち、各制度の給付を厚生年金の水準に揃えた場合の負担の重さを比較するために推計されている。(厚生年金保険法附則第19条第4項第1号に規定する「共済組合等が支給する年金たる給付に要する費用のうち年金たる保険給付に相当する給付に要する費用として政令で定めるところにより算定した額」である。)

従って、実際に給付されている年金額とは直接の関連はない。

具体的には、

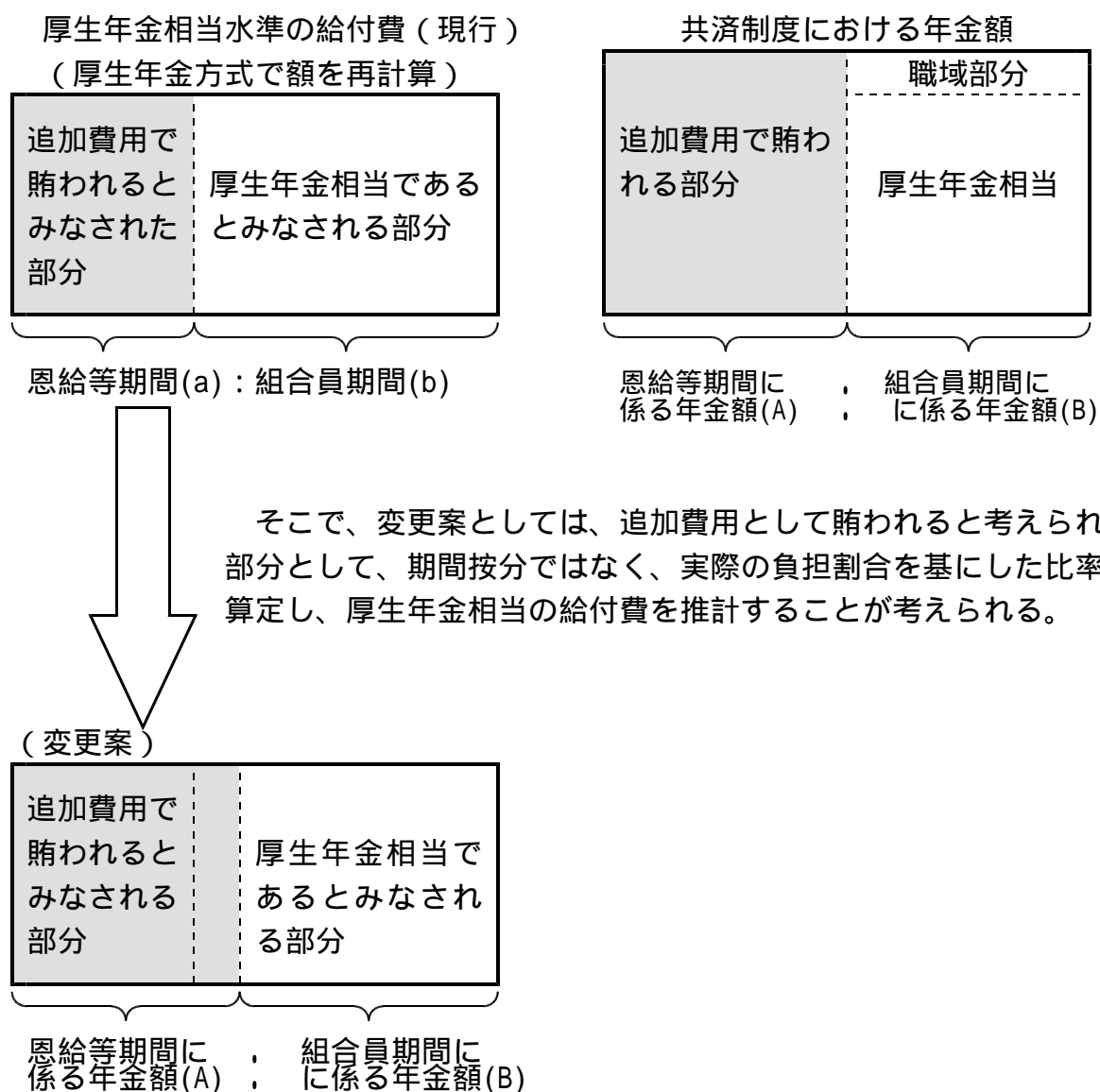
- ・ 平均標準報酬額(再評価後) × 加入期間月数 × 厚生年金と同じ給付乗率...
- ・ を期間按分し、恩給等期間を除く^(注1)
- ・ に定額と加給を加算

但し、昭和55年度(61年度より5年前)以前や昭和60年度以前裁定者は、標準報酬の記録がないため、一定のルールにより平均標準報酬額を算定。

(注1) 共済年金における追加費用の考え方

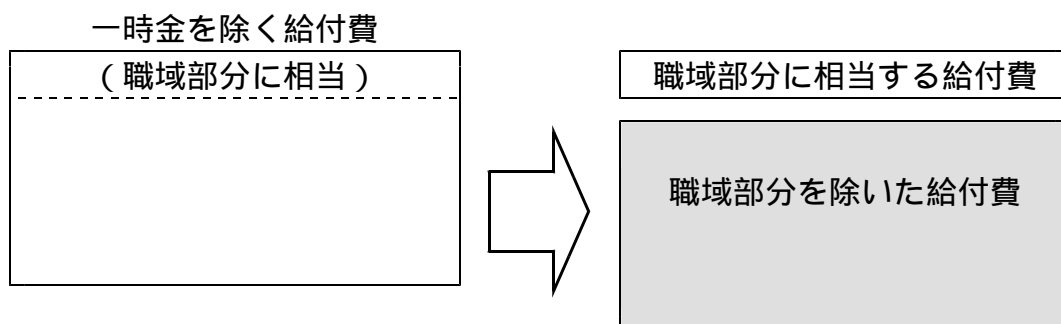
各個人毎に、年金裁定時に(1)で示した式から全年金額に占める恩給等期間に対応した年金額の割合を算定し、その割合で、各年度の給付費を按分して求めている。

(3) 変更案



地共済における対応: 支給額と追加費用に関しその職域部分を推計し除外する方法に変更

(1) 職域部分を除いた給付費の推計



一時金を除く給付費から、以下の、の額を控除する。

新共済年金について、職域部分に相当する給付費を推計する。

$$\text{新共済年金の支給額} \times \frac{\text{年度末時点における職域部分の年金額}^{(注2)}}{\text{年度末時点における年金額}^{(注3)}}$$

(注2) 新共済年金について、年度末時点で受給権者に関し、個人毎に職域部分の年金額を算出し、合計した値である。

(注3) 新共済年金について、年度末時点での受給権者の年金額を合計した値である。

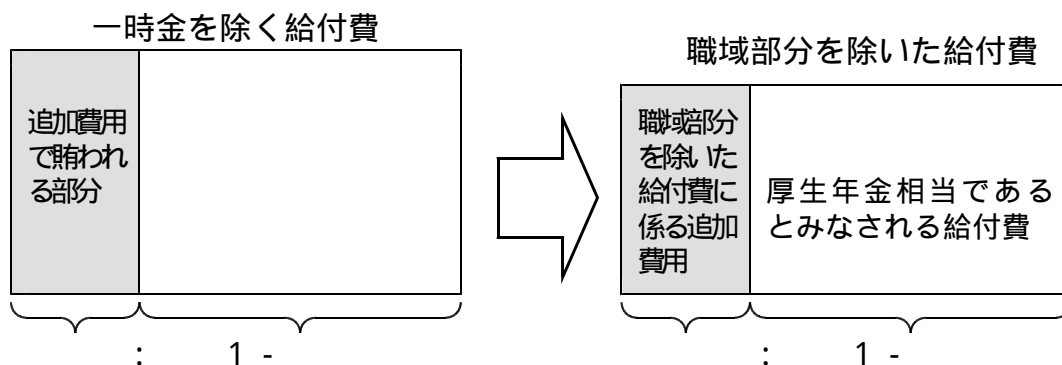
旧共済年金について、職域部分に相当する給付費を推計する。

$$\text{旧共済年金の支給額} \times \text{一定割合}^{(注4)}$$

(注4) ここで「旧共済年金の支給額」には、通年方式だけではなく一般方式で算定されたものも含まれているが、10/110(通年方式の年金額のうち職域部分に相当すると考えられる割合)を使用する。

職域部分を除いた給付費 = 一時金を除く給付費 -

(2) 職域部分を除いた給付費に係る追加費用の推計及び厚生年金相当であるとみなされる給付費の推計



職域部分を除いた給付費に係る追加費用については、集計することが困難であり、全体の給付費の比率で按分する。具体的には、以下の推計式で算出する。

職域部分を除いた給付費に係る追加費用

$$= \text{発生ベースの追加費用} \times \frac{\text{職域部分を除いた給付費}}{\text{一時金を除く給付費}}$$

また、公経済負担（基礎年金拠出金に係る額を除く）についても、追加費用における考え方と同様に給付費で按分し、職域部分を除いた給付費に係る公経済負担を算出する。

そして、(1)で算出した職域部分を除いた給付費からその部分に係る追加費用や公経済負担等を控除して、厚生年金相当であるとみなされる給付費を推計する。

3. 年齢構成の影響を除いた賃金上昇率

財政再計算との比較において記載している賃金上昇率を年齢構成の変動による影響を除いた賃金上昇率に変更する。算出方法は別紙の通りとする。

(様式例) 平成 年度財政状況の概要

1. 収支状況

		平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	前年との比較 (伸び率 %)
		億円	億円	億円	億円	億円	億円
収 入	収入総額						(%)
	保険料 国庫・公経済負担 追加費用						(%) (%) (%)
	運用収入	(正味運用収入: 時価 ^ハ - ^ス 注)	(正味運用収入: 時価 ^ハ - ^ス 注)	(正味運用収入: 時価 ^ハ - ^ス 注)	(正味運用収入: 時価 ^ハ - ^ス 注)	(正味運用収入: 時価 ^ハ - ^ス 注)	(%)
支 出	基礎年金交付金 制度間調整交付金 国共済連合会等拠出金収入 積立金相当額納付金 職域等費用納付金 その他						(%) (%) (%) (%) (%) (%)
	支出総額						(%)
	給付費 基礎年金拠出金 制度間調整拠出金 年金保険者拠出金 その他						(%) (%) (%) (%) (%)
	収 支 残	(時価 ^ハ - ^ス 注)	(時価 ^ハ - ^ス 注)	(時価 ^ハ - ^ス 注)	(時価 ^ハ - ^ス 注)	(時価 ^ハ - ^ス 注)	(%)
	年度末積立金	(時価 ^ハ - ^ス 注)	(時価 ^ハ - ^ス 注)	(時価 ^ハ - ^ス 注)	(時価 ^ハ - ^ス 注)	(時価 ^ハ - ^ス 注)	(%)
積立金運用利回り	(時価 ^ハ - ^ス 注) %	(時価 ^ハ - ^ス 注) %	(時価 ^ハ - ^ス 注) %	(時価 ^ハ - ^ス 注) %	(時価 ^ハ - ^ス 注) %	% (%)	
特 記 事 項							

注: 時価^ハ-^スの運用収入は、正味運用収入(運用収入から有価証券売却損等の費用を減じた収益額)に年度末積立金額の評価損益の増減分を加算して推計した参考値である。同様に、時価^ハ-^スの収支残は、年度末積立金額の評価損益の増減分を加算して算出した参考値である。なお、時価^ハ-^スの運用利回りとして、上記の時価^ハ-^スの運用収入を基にした修正総合利回りを計上している。

(様式例 (国共済の変更案の場合))

厚生年金相当部分に係る総合費用率

決算等の結果(実績推計)

	厚生年金相当部分 に係る総合費用率											
	× 100	+ +	+ -	× 2/3	標準報 酬総額	厚生年金相 当給付費 (注1)	基礎年金 拠出金	その他 拠出金 (注2)	制度間調 整交付金	賃金上昇 率(注3)	物価上昇 率	
		億円		億円	億円	億円	億円	億円	億円	%	%	
平成10年度												
平成11年度												
平成12年度												
平成13年度												
平成14年度												

注1: 厚生年金相当給付費としては、厚生年金保険法附則第19条第4項第1号に規定する「年金たる給付に要する費用のうち年金たる保険給付に相当する給付に要する費用として政令で定めるところにより算定した額」を基に、追加費用に相当する額として「被用者年金期間率」や「総被用者年金期間率」を「実績の追加費用相当の割合」を基に作成した率に置き換えて推計した額を用いて算定した額を計上する。

注2: その他拠出金とは、「制度間調整拠出金」「年金保険者拠出金」のことである。

注3: 賃金上昇率として、年齢構成の影響を除いた賃金上昇率を記入する。

平成11年財政再計算に基づいた推計値

	厚生年金相当部分 に係る総合費用率											
	× 100	+ -	+ -	標準報 酬総額	厚生年金相 当部分の給 付費(注1)	基礎年金 拠出金	その他 拠出金	国庫・公経 済負担(注2)	追加費用	基礎年金 交付金	賃金上昇 率	物価上昇 率
		億円		億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	%	%
平成12年度												
平成13年度												
平成14年度												
平成15年度												
平成16年度												

注1: 厚生年金相当部分の給付費とは、給付費から職域部分の給付費用を除いた額として財政検証に用いた推計額のことである。

注2: ここでは、職域部分の給付に係る国庫負担額を除いた額として、給付費按分推計した額を計上している。

平成11年財政再計算については、厚生年金の被保険者数と同様の傾向で組合員が減少する場合(基礎年金の国庫負担割合3分の1の場合)の推計額である。

(様式例 (地共済の変更案の場合))

厚生年金相当部分に係る総合費用率

決算等の結果(実績推計)

	厚生年金相当部分 に係る総合費用率											
	× 100	+ + - - - -	標準報 酬総額	職域部分を除 いた給付費 (注1)	基礎年金 拠出金	その他 拠出金 (注2)	国庫・公経 済負担(注3)	職域部分を除い た発生ベースの 追加費用(注4)	基礎年金 交付金	制度間調 整交付金	賃金上昇 率(注5)	物価上昇 率
		億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	%	%
平成10年度 平成11年度 平成12年度 平成13年度 平成14年度												

注1: 職域部分を除いた給付費として、新共済年金については年度末の決定年金額を用いて、旧共済年金については一定割合を掛けることによって算出した額を計上している。

注2: その他拠出金とは、「制度間調整拠出金」「年金保険者拠出金」のことである。

注3: ここでは、職域部分の給付に係る国庫負担額を除いた額として、給付費按分で推計した額を計上している。

注4: 追加費用は、期間按分ではないが、国庫・公経済負担と同様に、給付按分で推計した額を計上している。

注5: 賃金上昇率として、年齢構成の影響を除いた賃金上昇率を記入する。

平成11年財政再計算に基づいた推計値

	厚生年金相当部分 に係る総合費用率											
	× 100	+ + - - - -	標準報 酬総額	厚生年金相当 部分の給付費 (注1)	基礎年金 拠出金	その他 拠出金	国庫・公経 済負担(注2)	追加費用	基礎年金 交付金		賃金上昇 率	物価上昇 率
		億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	%	%
平成12年度 平成13年度 平成14年度 平成15年度 平成16年度												

注1: 厚生年金相当部分の給付費とは、給付費から職域部分の給付費用を除いた額として財政検証に用いた推計額のことである。

注2: ここでは、職域部分の給付に係る国庫負担額を除いた額として、給付費按分で推計した額を計上している。

平成11年財政再計算については、厚生年金の被保険者数と同様の傾向で組合員が減少する場合(基礎年金の国庫負担割合3分の1の場合)の推計額である。

(別紙)

年齢構成の変動による影響を除いた標準報酬月額の上昇率の算出方法

年度末 年 齢	平成 n 年度末 組合員数	平成 n-1 年度末 年齢別の標準 報酬月額の平均	×	平成 n 年度末 年齢別の標準 報酬月額の平均	×
~16歳					
17歳					
18歳					
19歳					
20歳					
21歳					
22歳					
23歳					
24歳					
25歳					
26歳					
27歳					
28歳					
29歳					
30歳					
31歳					
32歳					
33歳					
34歳					
35歳					
36歳					
37歳					
38歳					
39歳					
40歳					
41歳					
42歳					
43歳					
44歳					
45歳					
46歳					
47歳					
48歳					
49歳					
50歳					
51歳					
52歳					
53歳					
54歳					
55歳					
56歳					
57歳					
58歳					
59歳					
60歳					
61歳					
62歳					
63歳					
64歳					
65歳					
66歳					
67歳					
68歳					
69歳					
70歳~					
合計					

年齢構成の変動による影響を除いた標準報酬月額の上昇率 : $\frac{\quad}{\quad} - 1 =$